

小野太三郎と横山源之助（中）

—明治中期における慈善事業近代化への相克—

The Conflict between Tasaburo Ono and Gennosuke Yokoyama (2)
—Process to the Modernization of Social Welfare in the Middle Meiji Era—

山田 明 *
Akira Yamada

はじめに

1. 横山源之助の小野太三郎への接近と訣別
 - (1) 下層社会研究と「北陸の慈善家」
 - (2) 労働運動参加と「北国の二名物」
 - (3) 無縁塔建設運動への参加と撤退
2. 小野救養場の発展と衰退
 - (1) 明治20年代まで的小野救養場
(以上前号)
 - (2) 明治30年代前半の小野救養場
 - 1) 窮民救助をめぐる世論と県政
 - 2) 明治30年～34年の小野救養場
 - 3) 窇民の生活状況と県の救済方針
 - 4) 窇民救済事業の勃興と展開
(以上本号)

2. 小野救養場の発展と衰退

（2）明治30年代前半の小野救養場

1) 小野救養場をめぐる世論と県政

小野救養場ならびに小野太三郎はもはや自力で自らの問題を解決する力をもっていなかった。かといって小野太三郎に代って小野救養場の脱皮をすすめる力は宗教団体にも市民団体にもなかった。結果的には北国新聞が慈善事業問題の

オピニオンリーダーとして働き、それにかなり遅れて石川県ならびに金沢市当局が対応策を考えることになる。横山源之助が小野太三郎に接近し、市民運動もないなかで無縁塔建設運動づくりに奔走し、ある程度の基礎づくりをして徒労感の中で訣別していったのは、このように小野太三郎の問題がきわめて大きくなった時期と重なっていたわけである。

明治30年に入って北国新聞は県内に新しい慈善事業をどうつくるかという問題を投げかけた。すなわち北国新聞は明治30年1月皇太后的死去に伴う大葬に関連して、官人の出張旅費を返上して慈善事業を起すことを提案している⁶³⁾。2月には皇太后記念養老院設立の話があることにふれ、各方面から寄付金を集めることを論じ、北国新聞社としての積極的姿勢を示している⁶⁴⁾。また大葬と関連して囚人の特赦が実施されることになり、それに伴う免囚保護が社会的問題として急に浮上してきた。石川県においてもその対応策が問われ始めていたが、それに対して県に積み立てられている窮民救済金13万円余の一部を取りくずし、各方面の寄付金を集めて免囚授産感化事業の創設を提案している⁶⁵⁾。皇太后的死去に伴い、各県に救済金の下賜があり、石川県にも6500円が配分された。県ではこの救済金をもとにした事業を免囚保護事業とすること

*児童福祉学専攻

に内定していた⁶⁶⁾。これをうけて県に基金として蓄積されている救済金の使用方法が県政運営の争点の1つに急浮上してきた。北国新聞はこの救済基金を小野救養場の改善のために使うことを提案して、小野救養場の現状にふれながら次のように言う⁶⁷⁾。

授産と監督との二事に至りては到底不紀律不取締を免かれざるなり、是に於て乎或は墮民を養成し、或は感化を与ふる能はず、或は流行病を媒介する等の弊害を釀成するは、理勢の當に然るべき所たるのみ。

故に吾輩は曾てより以為らく、氏の救貧事業は之れを從来の如く放任すべからず、須らく補助を公費より給して監督権を県知事に有すべしと
このように明確に小野救養場の問題を指摘し、県の公的責任を示したのはこの記事がはじめてであった。小野救養場がもはや放任しえないところにまで問題を抱え、公的責任の発動なしには問題を解決しえないという認識だったのである。これ以後県内世論はこの方向で動き、紆余曲折をへながら、明治38年の小野慈善院としての再編成に結実することになる。

明治30年8月には県が皇太后大葬記念下賜金の使い方を正式に県議会に提案し、県下慈善事業の組織方法が県政上の争点としてより表面化することとなった。県当局の提案は6500円の下賜金を基金にし、今後10年間毎年同額を県税から積立て、その後に基金10万円余の利子で適当な慈善事業を安定的に経営しようというものであった。これに対しても北国新聞は批判的論調を展開する。県税をさらに徴収して負担を負荷すること、10年先にはじめて慈善事業を行うというのでは今現に塗炭の苦中にいる衰民を救えず不適で、下賜金に加えて県に積立てられている窮民救済金の一部と民間の寄付金で直ちに新たな慈善事業を起こすべきだという主張である⁶⁸⁾。県議会でも同様意見が大勢を占めた。県民の目にも県下慈善事業に対して県が何らかの手段を直ちに講じなければならぬ緊急性が見えていたのである。結局県議会でもこの方向で決し、窮民救済金の出資者である旧藩主前田家

との協議に入ったが、県会の決定が否定されるはずもなかった。争点はどのような慈善事業を起すべきかに移っていく。

11月1日に北国新聞は「石川県には如何なる慈善事業を起すべき乎」という懸賞募集を10円の懸賞金付で発表した⁶⁹⁾。県はこうした動きとは別に検討を進め、12月には從来も案が出ていた免囚保護事業新設に方針を固めていた。すなわち実際は県監獄署の臼井典獄が真宗大谷派本山と内約を交わし、県当局も決めてしまっていたのである。1年間30人の利用者に1500円の補助金を出すという政策には、何らかの政治的計算が働いた可能性もある⁷⁰⁾。その理由を、「民間慈善家諸氏の手に於て遂行せしむるを以て最も適當となす故に若しも本県下に確實なる同事業の成立せるあらば彼の慈善救済金の利子を補助する考なりしも当地方には未だ斯く如き事業あらざれば勿論新に慈善事業を起すの外なし⁷¹⁾」と述べ、小野太三郎の事業を確實性の点から評価の対象からはずしている。この時点で小野救養場への公的補助の道は閉ざされてしまったといえる。

一方、北国新聞の懸賞募集に対しては13編の論文が寄せられ、うち3編が入賞している。それぞれの立論は当時の慈善事業観の反映として興味深い。甲賞は該当なく、乙賞受賞の一氏は、公共的慈善事業でかつ救貧事業としてはすでに小野太三郎の事業があるので今後さらに設置すべき事業は、との論理で予め太三郎の事業は除外され、免囚保護院と少年感化院の創設をあげている⁷²⁾。同じく乙賞の一氏は、救療院、養老院、盲啞訓養院、孤児院、救貧院をあげ、しかし救貧院については小野太三郎の救貧院があるのは「無上の幸福にして又實に我県の為め喜ぶ可き所、是れ一時能く救貧院の設置を遷延し得る所以たり」として救貧院事業の再編は棚上げしている⁷³⁾。丙賞受賞者は救療院、盲啞院、救貧院、養老院、免囚保護感化院、孤児院をあげながら、改善の可能性もっとも高いものとして孤児院事業の創設を結論づける⁷⁴⁾。これらに対して3人の審査員のうち真館貞造は、免囚保護

は法制の不備により尚早、孤児院は公益は大であるが消費資本に値せずと退けたうえで、救貧事業に関して以下のような自己の意見を述べている⁷⁵⁾。

貧民救恤の予備は他の人心を堕落せしむるの恐あり其存在を認め始めて之に応ずるの方針を取らざる可らず 然れども一制の下に全県の普及を計るは不可行的の議なり 余は小野氏の事業を補助して秩序的に監督拡張せしむるの実際に適することを信ずる者なり

また審査員ではない原胤昭が赤羽に寄せた私信中に、出獄人保護事業については「犯罪製造的監獄」の改良なしには効果がなく、ためにまず監獄の改良を訴え、「特に石川県下には既に小野氏の済貧事業あると聞及候へば斯業を以て必適のものと思量仕候」と述べたことが北国新聞紙上に紹介されている⁷⁶⁾。すなわち原も含めた審査員レベルでは小野太三郎の事業への補助と監督による運営改善がもっとも緊急の課題として認識されていたが、応募論文の中には小野の事業をあげたものがなかったのである。小野救養場の運営の実情までは一般に知られていなかつたということであろう。あるいは県が免囚保護事業に意志を決めていることは周知の事実だったので、その枠組をこえた立論が不可能だったということかもしれない。

県当局はその後免囚保護事業と救療事業に対象をしづり、救療事業については金沢病院と第四高等学校医学部の施療患者制にゆずり、当初予定通りの免囚保護事業に決定する。そして31年11月になって真宗大谷派別院が名のりをあげ、2～3万円の自己資金を作つてその利子で運営し、県からの補助金は拡張費用に充てると打ちあげた⁷⁷⁾。県もこれにのり、建築費2600円のうち500円、経常費1700円のうち1000円を県費補助とすることを議決した⁷⁸⁾。

こうして32年4月臼井石川監獄典獄を場長に迎えて仮舎屋で慈惠保護場が創設された。4月当初の入所者3人、6月末で6人、年内にぜひ20人までにしたいこと、成人者の食料月2円80銭、各方面に就労に出かけているとの記事があ

る⁷⁹⁾。その後市内に敷地432坪、建坪50坪の元燐寸工場を得、大規模修繕をして本格的に事業を開始する。しかしその成績は上がらず、県議会でも問題になる。「収容の免囚は依然として十一名に過ぎず」「其後監獄との連絡絶え」「大谷派本願寺も若干の経費を支出する外左迄力を用いず」「場長臼井亦他に職業を求めて今や献身的に従事するの意向なきものゝ如く」という状態で、開設10年後に事業の閉鎖が話題となっているほどである⁸⁰⁾。

こうしてみると、明治20年代後半から30年代はじめにかけて県政上の課題となった慈善事業の公費補助、事業創設問題に対する県当局の選択の誤りは明白である。免囚保護事業の失敗は原が指摘していたように監獄改良も含めた監獄との連携がなかった故であり、大谷派もまた自らの内に慈善事業に献身する人材を育てなかつたので課題意識を持続することができなかつた。赤羽が言い、真館、原が言ったように、石川県が慈善事業に関して慈恵救済金を充てるべきだったのは崩壊の危機に立っていた小野救養場だったといえよう。

2) 明治30～34年の小野救養場

ところでこの時期の小野救養場はどのようになっていたのだろうか。北国新聞は先の懸賞論文募集に先だって「金沢の慈善事業」を1面トップに8回にわたって連載している⁸¹⁾。ここで紹介されている慈善事業を紙面の名称のままであげれば、小野太三郎氏の救助所、金沢市貧民救助所、大町氏貧児工場、金沢孤児院、上本多町孤児院、川上授産場の6カ所であった。この記事で紹介されている小野救養場の状態を概観すると以下のようである。「目下養ひ居る窮民」は560余名で、木ノ新保、堀川等の各所に分住し、木ノ新保には瘋癲者の檻舎7個があり、瘋癲者中でも症状の著しい者が収容されていた。また貧困な旅人やわずかに自活している窮民の宿舎にあてた家屋もある。560余という人数は北海道や大阪の紡績所等へ出稼ぎに行っている人を除いた人数で、前には640～50人養つてい

たこともある。老幼廢疾者を除いたほとんどの人は師団や鉄道の工事に土方人足として雇われ⁸²、他は思い思いの仕事をしていたようである。彦三の貧民工場では木工、藁工、機業、漆器、陶器等の各部があり、「之に伴へる寝室住宅」もありと記されている。入所者が大幅にふえて彦三にも居住するようになったのかもしれない。漆器は従来なかった新業種だが都合があつて休止中、陶器は数十人が従事していると聞いていたが「職工の中によからぬものがありこゝの二十余名を残らず誘い去り余つさへ薬品に塩を交え数百点の九谷を一時に変色せしめたること都合五回に及びた」るという状況だった。小野太三郎がこの集団逃走によって少なからぬ打撃をうけたことが想像されるが、このような困難を抱えながらも、必要に応じて無制限に貧民の救助を行っていたのであろう。ただ太三郎が養っているとした5~600人が収容保護の人数か、院外救助の人数を含めたものの判断はむずかしい。ただ従来の収容者数が200人程度であり、明治32年から始まった県統計書への出入動向記載から判断すると（たとえば明治32年の年末現員39人~259人⁸³），この数字は院外救助も含めた人数の可能性が高い。

ところでこの「金沢の慈善事業」の視察録の結論として百々生は、慈善事業の課題がまず衣食住の確保にあるとしながらも、それにとどまらず適切な飲食と運動、授産、矯風感化が不可欠であることを強調している。百々生はとくに矯風感化について小野太三郎の事業をみて、「其意や誠に嘆賞すべしと雖も斯かる消極的方法に安んぜず能はぬ迄も宜しく其心根の矯正に勤めざるべからず」とその感化力の欠如を批判している。衣食住や授産、衛生については辛うじて及第点をつけながら、矯風感化の点では落第点をつけたともとれよう。

ここでひとつ興味深いのは、この連載中の1回分でとりあげられている金沢市窮民救助所である。2万数千歩の山の中にある窮民救助所の見聞記は次のように書かれている。「細長き建物の中央を通路とし左右両側に枝を横へて幾個

にも仕切りたる様田舎の牛小屋にも彷彿たり、さては土間に藁を敷き其上に打臥すものにや、予が日に入りしは不潔なる襤縷の男女数名と一人の子供のみ他には寂として人影もなし」「此処に来るものは多くは行倒の類にして」「十八名の多くは小児、瘋癲、廢疾にて健全なるもの極めて少なく」「食物は白米を用ひ菜は汁、野菜、粉糠鯛のよう」「教化の道には（覚林寺副住職）木村氏が月々一回の報恩講を催し説教を為せるあり教育には三名の児童を市内の小学校に通学させるあり」というものである。明治31年10月の北国新聞は、金沢市在住の赤貧者（42歳）が赤痢に罹り伝染病院退院後生活ができず、伝染病院医師らの尽力で被服を与えられて窮民教育所に収容されたことを伝えている⁸⁴。金沢市として行き倒れなどの窮民を救助する場所を必要としていた事情と、それがきわめて不備な条件だったことがうかがわれる。同所の開設が明治24年とあることは、明治22年に金沢市に設置する予定で実現しなかった窮民救済場の代替としての応急処置施設であったのかもしれない。

いずれであれ、金沢市が経営する救助所でさえもこのように劣悪な条件であったことは、最底辺の窮民を収容保護することの困難と、授産も含めた教化方法上のむずかしさを示しているともいえようか。

この時期の小野救養場の様子の一端を示す資料をいくつかみてみよう。明治30年6月の北国新聞は小野救養場における貧民死亡者の追悼会の開催を予告している。すなわち「今春以来病死せしもの三十二名あり因て此等死亡者の亡靈を吊せむ為め本市瓢箪町崇禪寺住職三香美思閑師は来る廿四日同寺に於て追悼法要を営む由なり」と言い、当日は修行中の芸徒數十名も参加すると伝え、また小野救養場設立以来の貧民死亡者が2000余名に達するとも言っている。また同日付の同紙は市内光徳寺で助賑会が聴衆200余名で開かれ、小野太三郎が被保護者5名を引率して出席し、寄付金1円1錢等を受けたとも伝えている⁸⁵。とくに追悼法要については小野太三郎、三香美思閑の名で積極的に広告し

て行われたもようである⁸⁶⁾。この両記事とも、この時期に市内佛教界が小野救養場を積極的に支援していたことを示すものであろう。これは明治20年代後半の小野救養場の充実期の延長上にあったことであろう。そして市民の関心の反映でもある。同年6月には北国新聞は「人の噂」と題するコラムの中で、「小野太三郎氏の救貧場養ふ所の窮民目下六百名なりとか、夥しと謂ふべし、氏の救貧事業は全くヒューマニチーの致す所、氏曰く『私は人ちふ人は其善悪を問はず何れも可愛くてなりません』」と書いている⁸⁷⁾。同年9月の連載記事「金沢の慈善事業」でも2回にわたってとりあげられるなど、この時期の小野太三郎の事業が市民社会から好意的な見方をされていたことの反映といえよう。

明治31年になると北国新聞紙上には小野救養場の記事はあまり見当らなくなる。31年5月には新聞社に寄せられた30銭が、他に妙案なしとの理由で小野に贈られている⁸⁸⁾。7月には赤十字社総裁小松宮の来県時に、小野の篤行が関心をもたれ拝謁を許されたとの記事がある⁸⁹⁾。32年も同様で、32年10月に慈善音楽会の収入を小野太三郎氏方へ寄付することが報じられているくらいである⁹⁰⁾。この頃の新聞紙上にあらわれた慈善事業の関心はほとんど先に見た免囚保護事業としての慈惠保護場の動静であった。

明治33年になって、金沢市貧民救助所を小野救養場に吸収する方針が出され、金沢市議会で審議されていることが北国新聞に報じられている。その記事は次のようなものである⁹¹⁾。

卯辰山金沢市救助所を廃止し更に之を小野太三郎氏に移し金三百円の補助を与へんとするの議は委員中に不同意を唱ふるもの多く依て提出の三百円補助額は之を否決し更に救助所費を従来の如くに発案せんことを市当局者に需むべしと
これは金沢市が明治34年度から貧民救助対策を変更しようとした、小野救養場にとっても大きな意味をもつ政策転換であった。

ではなぜこのような政策転換が市当局によって企図されたのであろうか。金沢市議会会議録

をみてみよう⁹²⁾。

明治32年初の議会で救助所の移転計画の詳細や理由を問われた助役は「救助所ハ揚地町へ移築スル見込」と答え、理由については明言していない。しかし同時に提出された市役所事務報告で「救助所ノ位置甚ダ僻陬ナルカ為メ從来之レヲ主管スル上ニ於テ幾分カ監督上便ヲ得ザル感ナキ能ハザル所ナリ」と記し、市役所から遠隔の地で管理上問題があると述べている。翌33年の議会で議員から「充分監督アランコトヲ希望ス」と意見が出され、同じ議会に救助所の廃止が出されていたのである。しかし「部会ニ於テ更ニ継続設置ヲ可トシ」たので追加予算867円を組み、事業は継続されることになった。これ以上の理由はわからないが、貧民救助所にも管理上の問題があり、小野救養場の管理運営問題と合わせて解決しようとした意図がうかがえる。

この政策転換のひとつの契機となったのは小野救養場の、金沢市としても放置しないまでの変化だったことはまちがいない。その小野救養場の危機的状況の発端は明治32年11月26日に太三郎の妻センが死亡したことである。妻センの死亡は単に太三郎の妻の死を意味するものではなく、小野救養場を中心になって支えていた職員がいなくなったということでもあった。

太三郎のところに島崎（島谷）セン（図2）が嫁いだのは慶應元年で、センは当時21歳であったが、明治15～6年頃には太三郎を助けるために古着、古道具、菓子などの行商をし、病人の



図2 太三郎妻セン



図3 島屋又右衛門の墓

世話、炊事や洗濯と休む間もなく働き、町内の人々やセンを知る人で称讃しないものはなかつたという⁹³⁾。そして明治21年2月に中堀川町組合総代飯田寛次郎、医師浅地某の上申により、石川県知事および東本願寺法主より表彰されている⁹⁴⁾。センの父又右衛門は五郎島町出身で商人として成功し、彦三二番丁の364坪の土地は島崎家の所有であったものを、明治32年6月に中堀川31の14坪の土地と交換したことは先に述べたところである。彦三町は元来武士の居住地で、武家屋敷が並んでいたという。その一画を又右衛門が買いとったのであろう。又右衛門の墓は金沢市野田墓地にあるが(図3)、天保4

年(1832年)5月の建立とあり、センの生まれた天保14年の10年前に作られている。生前に建てたものか先代の墓であろうか。センの父の没年は確認できなかった。ともあれ小野太三郎の事業は労力の点でも経済の点でも島崎家との共同事業であったといえるもので、それだけに妻センの死が、小野救養場にとってきわめて大きな打撃であったことがうかがえる。

石川県統計書によると明治32年の「小野」の職員数は4人であった。太三郎と妻セン以外の2人がどのような人物だったかは確認できないが、この職員数で入所保護している人だけでも200人をこえる。その中には1ヵ月間で平均5~6人が死亡していくような重病人や常時監禁保護が必要な瘋癲者「頗る多数」(「金沢の慈善事業」)を含んだ窮民の世話をしていたのである。明治28年9月に北国新聞に連載された「貧天地主小野太三郎氏」の記事やその2年後の30年9月の連載記事「金沢の慈善事業」によると、陶工の指導にあたる職員がいた可能性が考えられるが、確認することはできない。また現在も保管されている明治20年代から32年頃までの表紙が脱落している入出所台帳には、明治29年頃から入出所の記事に「瀬川」の印が押され、さらに「明治廿九年十二月起役事日課調小野救養場」が表紙のみ残っていることからすると、事務員として瀬川某がいたとも考えられる。また妻センの末弟又吉が同居していたことからすると、又吉が職員の中に入っていた可能性もある。

石川県統計書は明治32年以降「諸救済所」の

表1 小野救養場の入出所状況

(単位 人)

年次 (明治)	前年末現員			入 所 者			出 所 者			死 亡 者			年 末 現 員		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
32	38	22	60	38	21	59	16	6	22	35	23	58	25	14	39
33	128	131	259	15	10	25	8	4	12	30	15	45	105	122	227
34	91	130	221	51	36	87	12	7	19	13	21	34	117	138	255
35	166	142	308	56	26	82	33	26	59	21	29	50	168	113	281
36	168	113	281	70	48	118	54	6	60	29	18	47	155	137	292
37	155	137	292	183	49	232	51	45	96	37	31	68	250	110	360

注)『石川県統計書』各年版より作成

項を設けるが、それによって、常盤町に新築移転するまでの入出所状況をまとめたものが表1である。これによると明治32年には59人の入所者があったが、上述の入出所台帳によると、明治30年には108人、明治31年には183人が記入されている。ここでは明治32年1月から7月までの入所者の概況をみてみよう。この7ヶ月間の入所者は54人で、表1の数字がかなり少なくなっている感を受ける。入所者の年齢を10歳階級ごとにみると、10歳未満は5人で、0歳3人、3歳1人、5歳1人である。10歳台5人、20歳台10人、30歳台4人、40歳台5人、50歳台8人、60歳台4人、70歳台3人、80歳台1人、90歳台1人、不明8人であり、ほぼすべての年齢に及んでいることがわかる。ほとんどが県内の出身だが、県外者として、徳島県（1人）、岐阜県（1人）、福井県（3人）、富山県（3人）、愛媛県（1人）、北海道（1人）などがある。乳幼児はすべて親の氏名があることから、入所せざるをえない何らかの事情があったのであろう。家族で入所した者として、52歳の夫と同年齢の妻（夫1か月後に死亡）、5歳と3歳の姉妹、52歳の夫と50歳の妻の3組がある。死亡の記事があるのは11人で、そのうち10人は入所後1ヶ月以内に死亡している。残る1人は5年後である。死が迫った状態で入所してきた者が多かったことがうかがえる。この10人の年齢は、0歳、20歳、23歳、37歳、41歳、41歳、52歳、64歳、73歳、89歳である。青壮年者の中に病者ゆえに入所してきた者が相当数あったのであろう。

もう一度北国新聞の記事に戻ろう。明治33年9月には市内の煙草商が市内窮民中の救恤救済を受ける者に白米1升、小野方貧民に5斗を施与するとあり、同種の施与が9月にもう1件、11月に2件ある⁹⁵⁾。この他にも同種の施与があったと思われる。

9月25日付北国新聞は「門を逃げ出せし狂人二人」との題で以下の記事を載せている⁹⁶⁾。

市内彦三三番丁小野太三郎方窮民中の狂人等を此花町の圍に入れ置きたるが一昨日午後六時頃なりとか高桑○○○なる狂人が門を破り逃げ出せしが

辛らくして之を取押へ押に入るゝや否間もなく再び逃げ出し其筋の厄介となりて漸くこれを押込めたるが同夜九時三十分頃に至り今度は同じ狂人なる小松○○といふが逃げ出し何処へゆきけん今に其の行衛不明なり

此花町のこの病舎に取締人が常時配置されていたかどうか不明だが、精神病者の保護のむずかしさがうかがわれる。

ところでこの9月頃から小野太三郎の無縁塔建設の動きが表面化し、太三郎が衰弱、老耄してきていたことは先にくわしく述べたところである。34年になっても、北国新聞紙上に寄付金が寄せられたことが報じられているが⁹⁷⁾、より大きな意味をもつものとして慈善追悼会のことがある。以下2月5日付のその記事をみてみよう⁹⁸⁾。

市内有志者等相謀り来る十七日を期し瓢箪町崇禪寺に於て一昨臘死去したる当地慈善家小野太三郎氏が亡妻を始め從来同氏の手に救護せられし窮民中死去したもの二千四百五十余名の追悼法会を営み終って小野氏窮民救養に対する将来の維持法等を議するの目論見なりと尤も其準備の為め昨日より事務所を崇禪寺内に設けたりといふ

この2日後にも慈善追悼会について続報が次のように載せられている⁹⁹⁾。

来る十六日を以て挙行すべき慈善追悼会は僧侶二十余名を請じて読経し終って施餓鬼供養を執行する由又法会の開閉には音楽供養があり法会は總て崇禪寺住職三香美思閑師が尽力さるゝ由にて追悼会当日には現在小野家救養の貧民四□（百か）余名へ物品を施与すべしと

この慈善追悼会には、市内弥生座で開演中の春天斎ウィルス、やっつけ樓双枝一座が共贊して2月14日に慈善演芸会を催し、実費を引いた収益全額を寄付するという¹⁰⁰⁾。かなり大がかりな慈善追悼会であったことがうかがえる。

これらの記事をみると、この34年2月の慈善追悼会のねらいや意味が見えてくる。すなわち妻セン亡きあと老耄してしまった太三郎に対し、三香美思閑を中心とする市内佛教界が死者を追悼することとあわせて、「将来の維持法」を考

えよう、すなわち小野救養場の立て直しを図ろうとするものだったということである。

この慈善追悼会の最終的準備が動き始めた明治34年2月は、横山源之助が小野太三郎の無縁塔建設運動から手を引き、その清算記録ともいべき「無縁塔建設苦心談」が最終回を北国新聞に載せた時期と重なっている。したがって県内の識者は横山のこの連載記事を読み、小野太三郎が老齢してその長い歴史的使命を終える時期に来ていたことを推察していただろうし、小野の事業の「将来の維持法」が県下慈善界の緊急の課題となってきていることも理解していたことであろう。

4月9日付の北国新聞は「小野慈善事業の維持法」と題するやや長文の記事を載せている。危機に直面する小野救養場の一端をよく示しているので、やや長いが全文を紹介しておきたい¹⁰¹⁾。

当地小野太三郎氏が幾多の心身を労して漸く今日の規模に進めたる窮民慈善事業の維持方法に就ては予記の如く各有志者より注意を試みたるも今に何等の方策を講ぜず心ある者をして殆ど其前途を懸念せしめつゝあるが小野氏は之に一顧を假さずして悉く謝絶をなし其今日の如く規模拡張を謀りて当初の意志を継続するを得たるは一に特志家の助力に依りたるものにして其間金銭物品の寄付を受けたること少なからざるも亦た曾て他人に強いて助力を需めたることなし然るに今該事業の維持を謀らんが為め進んで他人の援助を仰がんことは当初の素志に背戻すべく若し自分の没後に於て諸事業の中絶見るあるも亦た致方なき次第にして今日自分より他を強ゆるは慈善の本旨に欠くものなりと主張し居れるが氏は常に宗教を信じ三香美思閑師と交りを結びつゝあり該事業の将来に就ても同師は親しく其相談に輿りたるものゝ如く多分後継方をも托したるならんと云へり又た現同窮民場に収容したる貧救者は総数三百名にして昨年の夏季以来物価騰貴の結果にや頗に五十名以上を増加したるが尚ほ師団付近にも持家を設け十余名の救民を收めたりと云ふ

これを見ると、小野救養場の運営、経営や将来

のことをめぐって各方面から意見や注意がされたが、太三郎はこれを聞き入れないということのようである。そこで問題にされたのは、現状の救養場の無秩序な混乱した状態を改め、さらに太三郎に代る者に経営をひきつぐということであったのだろう。三香美らは太三郎ではもはや救養場の改善は不可能と考え、太三郎の引退を考えたのであろう。2月の大規模な慈善追悼会も太三郎引退の花道として用意された可能性が大きい。同年5月に三香美が住職をする崇禪寺に「小野太三郎翁顕彰碑」が建てられたのも同じ趣旨がこめられてもいたのであろう¹⁰²⁾。しかし太三郎に引退の意志はなく、現に保護を求める窮民がいる限り無制限に受け入れ、救養場の家屋が足りなければ家を増やしても受け入れようとしていたようである。

やや時期は下るが、明治35年5月にも福井に自らの手で教育院を創設しようと動いていることが報じられている¹⁰³⁾。上記の記事を読むと、三香美らが小野救養場に対する組織的援助策を提案し、それによって混乱状態を改善し、同場の近代化を図ろうとしたことがうかがえる。その内容はこの記事からは不明だが、明治33年3月に金沢市当局者がテコ入れ策を講じようとしたことや、35年以降のことを考えると、金沢市が小野救養場の運営に参画することと、その交換条件に太三郎の引退を求めた可能性が大きい。しかしそれに対して太三郎は、これまで自分から援助を人に求めたことがなく、求めなくとも何とか寄付が集まって経営できたことを挙げ、自らのやり方を今後も続け、自分の死後に事業が途絶えてもしかたなしとの意志表明をしたのであろう。すでにこの時期には事態を客観的に把握し、冷静に今後の方向を判断する力は太三郎には備わっていたということであろう。三香美や金沢市当局者も横山がぶつかったと同じ壁につきあたったのである。

3) 穷民の生活状況と県の救済方針

この時期の県下の状況を比較的的確にとらえたものに『金沢市史（現代編）上』がある。こ

れらに依って略述すると¹⁰⁴⁾、明治30年は金沢近代産業の出発期であった。日清戦後の好況と会社組織および機械の普及で羽二重産業の隆盛がみられ、29年には陸軍第九師団が設置され、30年には市内に電灯がつき、31年には北陸線が敦賀－高岡間にまで開通した。しかし30年の米作は凶作で、31年には米価が高騰して市民が苦境に陥り、さらに生糸・羽二重相場が下落した。その後羽二重は翌32年から取引が活発化し、相場が急騰して好景気となった。しかしこれも32年末から下落し、織物業界は大恐慌に陥り、地方銀行の破産が相ついだ¹⁰⁵⁾。金箔職人の休業による生活窮迫も訴えられた¹⁰⁶⁾。その後35～36年の景気の比較的安定した時期を経て37年に日露戦争に突入する。このような経済状況下で貧民の生活はどうだったのであろうか。以下では北国新聞紙上の貧窮民の状況をみてみよう。

明治30年4月には「飢餓に迫りし一家族」として窮民の生活が報道された。

平民○○チヨ（嘉永六年五月生）同人養弟政男（明治十九年六月生）、同五三郎（明治廿三年七月生）、同為吉（明治二十一年八月生）、同養妹ハル（明治廿七年一月生）の五人は別に定まる職業はなく昨今物価騰貴のため口糊の法に尽き一週間以前より一粒の飯も食せずして一家族枕を並べし儘声さへ出すことを得ざるまでに立ち至りし

この一家は近隣の者の通報によるのであろう、警察署からの連絡で市役所から戸籍係と医師が赴き、身体の衰弱著しいため医薬での回復が必要とのことであった¹⁰⁷⁾。続報によれば¹⁰⁸⁾、この一家には市民からの恵金や市役所からの救助米が与えられ、チヨは回復に向かったが、男児2人は「共に病に伏し居て足腰も動かざるのみか中の一名は命旦夕と云ふ体」で、訪れた記者は「軒傾き屋落ちたる住居、土間に入れば早や得も云はれぬ臭氣の鼻を衝く」状況と記している。また同町内に類似の家庭3～4軒あるが、誰か達者な働き手が糊口を支えていると伝えている。貧窮者の生活状況として興味深い記事である。

7月になると連載記事「救療患者」（全7回）

が貧窮者の状況を伝えている¹⁰⁹⁾。「彼等は唯四六時中、糊口のためにのみ奔走して、而かも尚ほ細き煙りの絶え勝なり、果ては自由にならぬ浮世のつねとして、粉骨の苦、以て米鹽の資を充すに足らず、碎身の労、以て櫻樓の破れを補ふに由なし、親族に厭はれ、故舊に嫌はれ、世人の殆んどに全く顧みられずして、遂に路傍に餓死の人とならんとす、其病に罹るに当りてや、湯水尚ほ且つ思ふに任せず、治すべきを能はずして、終に呻吟の風に無常の寂滅を見る」と、貧民が病気になり死んでいく様を述べている。さらに医学生の実習台になり、死亡すると解剖される運命の救療患者となる理由として、薬汁、衣服、食物が与えられること、死の迫った者をも担ぎこむと3円の祭祀料を与えられることと、さらに自家ではできない葬儀をしてもらえて経をあげてもらえるからだと伝えている。死はやむをえないとしても、せめて死後の葬儀と読経を期待して救療患者となる、この同じ論理が小野救養場に死を覚悟して自ら入所し、あるいは死を目前にした家族を小野救養場に担ぎこむ者の心情にあるのであろう。

30年秋の米作が凶作だったことは先に示したが、その11月には羽咋郡高須町の貧民数十人が町役場につめかけ、米価騰貴で生計困難のため至急救助方法を講ずるよう嘆願している¹¹⁰⁾。こういう集団的行動がとれる貧民はまだ地域の連帯の中にいる、相対的には最貧窮にまで至っていない者なのかもしれない。12月には貧窮からの子殺しが報じられている¹¹¹⁾。すなわち、與十郎（27歳）は妻、弟（20歳）、母（48歳）の4人暮らしだったが、子がないため5月に4歳の子を貰いいつくしみ育てていたが、虫害による米の不作と物価騰貴で生活苦に陥り、與十郎は出奔してしまう。嫁は実家に戻り、残された弟は子がまとわりついて働きに出られないのでもと共謀してこの子を火箸で殴り殺したというのである。この虫害によって収穫が皆無だった町村もあり、物価騰貴と重なって生活が困窮し、一家あげて北海道に移住したり、出稼ぎに行つた家が半数をこえた村もあった¹¹²⁾。

31年の2月から4月にかけて「尾城の寒窟」が5回連載された¹¹³⁾。これは明治28年4月29日の七尾西部大火災で919戸が焼失し、その被災者を中心に出来あがった窮民街についてのルポルタージュである。そこには竹や廃材、藁などで思い思いに作った窮民小屋が8戸、15戸、17戸、9戸、14戸、10戸、3戸、1戸とそれぞれ部落をなして建てられていた。その窮民のはとんどは大火災で北海道などに移住、失踪、出稼ぎに行った者の遺族や単身者が多い。どこにも頼る所のない窮民が自然に集まり、それぞれ小屋を作ってくらしているのである。職業は、健康な者は魚船の手伝い、船舶荷物の上げ下し、日雇、土方、温泉地の遊里での稼ぎ、行商、車挽き、塵集めなどで、老人や廃疾不具者などは乾魚の番人、縄ない、網直しなどである。このほか塵棄場での有用物集めなどもしている。食料は、八百屋や民家で棄てる芋の皮、野菜切屑、大根等の枯葉などを貰い集め拾い集め、これに魚くずや玄米などで雑炊を作ったりしている。この記事からは食にも事欠く窮民が窮民部落を形づくりことで直接間接に支えあって生計を立てている様子がうかがえる。こういうくらし方ができない窮民が小野救養場等にくらしの場を求めざるをえなくなったともいえよう。

同年6月9日北国新聞は4号活字で「物価騰貴の為め糊口に窮する窮民の状態天聴に達し」

と、各県の窮民の状況調査の報告が中央に求められたことを報じ、その翌日、記者が県当局者に県としての窮民救助策についてたずねている。その結果以下のように答えたようである¹¹⁴⁾。県当局者の考え方として興味深い。

近来物価非常に騰貴したるにより細民の糊口に窮するもの多々これある可き訛柄なるにも拘はらず格別救助を願出づるものなし是れ加賀に師団、鉄道の諸工事あり能登に製塩、漁業等あり下等社会は之によりて賃銭を得るが為めに割合に痛苦を感じざるものならん併せて從来救助を受け居るもの中には意外にも手足達者にして日々為すこともなく遊び暮らして居るものあり又盲女にして遊芸師匠をなし安楽に生涯を送り居るものある等の事実発見せられたるが是等は当初願書に虚偽を申立てたるものなるべく（中略）救助の規程に拠り事情已むを得ざるものには漏れなく手当をなし窮民救助の主旨を貫徹せしむる筈にて当局者は先頃來救助出願者の家に就き詳密に実況を視察し居れる由なるが中には当局官吏の出張するを予知し救助を受けんが為め俄に呻吟、苦悶の体をなし重病を装ふものなど多く出張官吏も其真偽を區別するには骨折り一方ならずといふ

先にも一部紹介したこの記事にはいくつか重要な点がある。1つは県当局者は厳密な窮民救助の運用を図ろうとしていたこと、とくに惰民の助長には神経を使い、結果的には救助に対してかなり抑制的な姿勢をもっていたことである。

もう1つは、たしかに事実として救助を申請した者の中に県当局者の考え方からすると状況を大袈裟に申告していたと解される者もあり、さらには意図的に虚偽の申告をしていた者もいたことであろう。それだけに厳密な家庭調査の実施が救助の条件となることは妥当なものであったともいえよ

表2 濟貧恤窮累年比較

年次 (明治)	国費救恤		慈恵救済		被救助者比 (人口1万人中)	救助金合計
	人数	金額	人数	金額		
27	847	6325	990	2216	24.17	8541
28	779	5699	1127	2168	25.10	7567
29	849	7185	959	2684	23.82	9869
30	717	8519	949	3574	22.18	12093
31	567	7733	879	3430	19.39	11163
32	522	4454	469	1856	13.29	6310
33	500	5102	446	3363	12.69	8465
34	505	5193	395	1918	12.22	7111

注) 33年までは1~12月分、34年は4月から35年3月まで。慈恵救済は県費救済。
『明治34年石川県統計書』p.362.

う。そしてこれらの2点からすると小野救養場が救助を訴えてきた者を詳しい調査もなくすべて受け入れており、そのために入所後早い時期に追放したり、逃走した者が少なくなかったことなどは、県当局者の救助方針と相容れないものであったということである。かなりきびしい基準での濫救防止が窮民救助の基本政策となっており、県としてもそれをさらに徹底しようとしていた時だけに、小野救養場の運営現況は重大な問題であり、郷土の偉人としての小野太三郎という明治10年代から20年代の評価のままで進めなかったのであろう。

ところでこの窮民調査はその後、内務省が各県に示達を出し、石川県も9月に報告を提出した。それは県内の諸工事などを理由として「救助者多からざる模様」「其惨状左程甚しきことなし」「窮民の生活も従来に比し一層の緩和を來し」というものであった¹¹⁵⁾。しかしそれたしてこのように評価してよいものだったのであろうか。

表2によってこの時期の窮民救済の実績をみると、30年、31年は救助人員は漸減傾向の中にあるが、「一層の緩和」というほどのものではなく、救助金額では増加している。内務省への報告が何らかの政治的意図のもとでかなり過少に見積もられたものであることがわかる。

翌32年1月にも「窮民救済の情況」と題して、県当局者に記者がだすねた結果が載せられている。それによると「北陸鉄道及び手取川の諸工事は漸次減少せしを以て労働社会は頓に困難を來し受救者漸次増加するならんと予想せられしも米価の下落が細民の生活を助けたるにより受救者は存外多からず唯だ前年來の救済を継続するのみなり」ということであった¹¹⁶⁾。しかしこれも事実と異なるもので、明治31年度の国費救済の新規受救者は33人にのぼっている（県費救済はデータなし）¹¹⁷⁾。従来よりは半減しているという程度のものである。

この後も各地での窮民の事件や事故が北國新聞紙上に報じられている。明治32年7月には、74歳の老人が、頼みにしていた長男が3年前に

失踪し、300円余の借金もあり、老いの身の行末をはかなんで縊死している¹¹⁸⁾。同年10月には夫の失業を苦に51歳の妻が川に身投げして死亡している¹¹⁹⁾。34年1月には、妻子を携えて上京し竹細工業を営んでいた49歳の男が、家計が苦しく精神に異常を来し、妻子に棄てられ、県内に戻り警察に保護されたと報じられている¹²⁰⁾。同年4月には、44歳の男が14～5年前越前に行き網作りをしていたが精神に異常をきたし、白痴となって金沢に戻ってきてうろついているところを警察に保護され、身寄りがなく、貧民救養所に送られることになろう、とされている¹²¹⁾。さらに同月には24～5歳の女がうろついているのを保護され、身元も姓名もわからず白痴であろうとして市役所送りとなつたと報じられている¹²²⁾。このほか37歳と24歳の夫婦が2人して病気になり死ぬのを待つばかりの状況で慈恵病院に入院した例¹²³⁾や、貧困と病気のために井戸に身を投げたり、柿の木で首を縊った人など、この種の事件は後をたたない。

貧困のために飢え、病気になり、一方では自殺をし、子どもを殺し、家族を棄てて失踪し、あるいは精神に異常をきたす人たちがたくさんいた。さらにもう一方で貧困のために盗みをし、人を殺す人も少なからずあった。これらの人々の多くは国や県の救済の対象とされず、困窮の度をつよめていた。小野太三郎が見ていたのはこれらの人々であり、自らにできうる限り1人でも多くの窮民を救済しようとしていたのである。とくにこの時期の太三郎は1人でも多くの人を、十分なことはできなくても今よりは少しは楽な生活ができるように救済したいという思いがつよくなっていたのであろう。無数の人が飢え、苦しんでいる、この貧窮の事実だけが太三郎をつき動かしていたのである。

4) 穷民救済事業の勃興と展開

小野救養場についてみると、県下における同種の事業の動向についても視野に入れておかなければならない。以下では各施設・事業別に概観しておこう。

①金沢窮民授産会

明治27年2月に粥柱施与会がより恒常的な組織とするため金沢窮民授産会と改称された。その事業は「貧民中壮健の者は鉱夫等に周旋し置き弱質の者及び婦女・子供には石版画彩色、摺附木（マッチ）箱張等の業を授くる」もので、疾病者は同会評議員亀井久平が引き受けて治療する。事務所は香林坊大神宮内におかれた¹²⁴⁾。同会の評議員には全性寺、如来寺、宝集寺、来教寺住職がなり¹²⁵⁾、賛成者には天徳寺、光覚寺、西養寺、西源寺、少林寺等住職を選任した¹²⁶⁾。窮民感化のために各宗共同の説教会を開くとしている¹²⁷⁾。また窮民、家族の死亡に際しては葬礼の実施を各寺院と相談するという¹²⁸⁾。5月には同会の賛成者となる寺院がふえ、窮民施米の方法などが話し合われている¹²⁹⁾。さらに窮民の現状を調査することも決められている¹³⁰⁾。7月になると松任町の農事試験場人夫募集所や他の人夫募集をしている人に窮民使役の申し入れをしている¹³¹⁾。

市内仏教各宗派あげてのかなり大がかりな組織で、事業方針も細かく立てられたが、その後この会の活動を知らせる記事は途絶える。ほぼ3年後の30年5月になって、第九師団の工事人夫に窮民を使役するよう申し入れる旨が会長によって語られている¹³²⁾。しかしこれを最後に同会の記事は見られない。結局活動らしい活動もできないまま会が途絶えたのではないかと思われる。県下慈善事業を比較的よくまとめた『石川県之社会事業一覧』（石川県内務部社会課、大

正13年）にも同会の記事はない。

②金沢市貧民救助所

『金沢市史』は同所について、「金沢市救助所」の名称で、明治26年4月、「金沢市が貧民救済の目的で末広町に設立したもので、30坪余の収容所であった。34年（1901）には16人の収容者があったが38年（1905）ごろにはもう廃止されていた」と記述している¹³³⁾。しかしこの記述は小野慈善院への吸収過程も把握できていないかなりあいまいなもので、原資料にあたって執筆したとは考えがたい。一方『石川県史』は「卯辰山に有したる教育所」は明治27年4月に開設したとしている¹³⁴⁾。

明治30年9月の北国新聞は連載記事「金沢の慈善事業」の第5回で金沢市貧民救助所をとりあげていることはすでにふれたところである。その記者によると、明治24年の創立となっているが、明治32年以降その記事が載ることとなつた県統計書では26年4月創立となっている。資料の性格からして、北国新聞記事の方がまちがっていると考えるべきであろう。なお先述の『石川県之社会事業一覧』にも、『金沢市街統計表』（金沢市役所、明治27年8月）にも関連記事はない。

同所の入出所状況を県統計書から作ったのが表3である。20人に達しない年末現員であるが、建物や人員の条件はかなり恵まれている。入所者収容のための居房の広さは当初は30坪であったものが、明治36年からは103坪となっている。監督者数も、34年には15人であったのが、36年

には18人、37年には19人となっている。ただこの人数は市役所職員まで含まれている可能性があり、直接救助所で世話をする監督者の人数は不明である。経費は34年で救済費 375円、看護人給料 328円、その他 104円、合計 807円で、全額金沢市が出している。

「金沢の慈善事業」に監督者として名の出ている浅野某は、同所が小野慈善院に吸収された

表3 金沢市救助所入出所状況

（単位 人）

年度	入所者		出所者		死亡者		年末現員		
	男女	計	男女	計	男女	計	男	女	計
33年	—	—	—	—	—	—	5	6	11
34年	4	3	7	0	0	0	1	1	2
35年	0	3	3	1	0	1	0	3	3
36年	4	4	8	2	0	2	2	1	3
37年	5	1	6	0	0	0	3	2	5
							9	10	19

注) 各年石川県統計書より作成

折に慈善院職員として名を連ねているので、その後も同所で働いていたのであろう。児童は小学校に通い、他は瘋癲者や廃疾者が多いといふ。創立以来すでに十数人が死亡し、草莽々の傾斜地に木標を建てた墓地が作られている。表3にもみられるのと同様に、かなた高い死亡率だったことがうかがわれる。「同所の被養者は街上に行倒れたる者等実際始末に困る者のみを養い置ける」というだけに、死亡する者が多くなったのであろう。同救助所は元加賀藩主前田家が明治10年代に長町の旧前田家の所有地を士族扶助の目的で桑園にしていたが、その後高等学校の敷地に売却し、その代金を窮民救助費として金沢市に託し、それを元に救助所を開設したとしている。

③広済舎

明治32年2月に能美郡小松町の真宗大谷派に属する六カ寺としてまとめて称される本覚寺等の住職6人の共同企画と小松教務所管内の仏教徒有志により広済舎設立がよびかけられた¹³⁵⁾。その設立趣意書は次のように言う¹³⁶⁾。

他に慈善を施すは畢竟自身に善根を植うるのであります。故に一個の慈善事業は實に自をも済ひ他をも救ふと云ふ有り難き行為と云はねばなりません。而して此慈善の精神が根本となりて我広済舎が設立されたのであります。所謂貧者は只徒らに労苦するばかりで何等の慰安を、求むることが出来ず特に頼りなき老衰不具廃疾に至っては空しく路傍に輶転して飢餓に泣くと云ふ有様で然かも斯様なる人々年々増加する傾きがあります。此に於て志ある仏教徒は坐視するに忍びず數人相謀り聖恩に報い奉る一端として其救濟を企て俄かに仮舎を造営して県民の尤も哀れむべき困窮者を収容救済するに至ったのであります。

ここで貧窮者に対する慈善が単に施与や恵みとして語られず、自己にとってどういう意味があるかが正面から問われていることは、慈善の近代化にとって重要な意味をもつものであろう。それだけに、この設立趣意書でめざした論理が具体的にどう展開され、意味づけられたかは興味深いところであるが、その足跡を後づける初

期の資料は残されていない。しかしその後も着実に成果をあげ、六カ寺を中心に組織的に運営が進められた。その意味では小野太三郎と比較して近代的慈善觀に基づいて組織的に運営されたということができよう。

開設当初の明治32年には2間半と6間という屋舎に、2月に1人、3月に1人と収容してスタートした。石川県統計書の「諸救済所」欄に広済舎の記事が出るのは明治36年度だが、その統計によると、35年度末収容者は13人（男3、女10）で、36年度入所者4人（男2、女2）、出所者なし、死亡者4人（女4）、同年度末現員13人（男5、女8）、37年度入所者1人（女1）、出所者なし、死亡者1（女1）、同年度末現員13人（男5、女8）であった。またこの時の収容者居房建坪はそれぞれ24坪、25坪、監督者は2人であった¹³⁷⁾。収容者がさほど多くなく、小野救養場と比較してゆとりのある収容生活であったことがうかがえる。

なお広済舎は後述する明治38年1月に制定された教育所取締規則による教育所設置申請を5月に行い、認可された。その際に小松警察署長から「教育所取締規則ニ依ルノ外左ノ諸件ヲ遵守セラルベシ」として、以下の指示を受けている¹³⁸⁾。

- 第一条 教育所ニ左ノ設備ヲ為スベシ
- 一、各建築物毎ニ其名称ヲ掲記スルコト
- 二、教育所内見易キ場所ニ被教育者ノ遵守すべき事項ヲ揭示スルコト
- 三、水火震風災其他ノ異変ニ際シ避難スペキ方法ヲ定メ置クコト
- 四、迷者又ハ不具等ニテ身体自由ナラザルモノヲ避難セシムル為ニ相当運搬器ヲ備ヘ置クコト
- 五、飲食物運搬ノ容器ハ清潔ニシテ覆蓋アルモノヲ用イルコト
- 六、飲料水ハ必ス一旦煮沸シタルモノヲ使用セシムルノ設備ヲナスクコト
- 七、衣類並ニ飲食器具ハ清潔ナラシメ且ツ寝具ハ時ニ日光ニ曝サシムルコト
- 八、毎月二回以上所内外大掃除ヲナスクコト

九、作業場ニ於テ焚火ヲナシ又ハ喫煙ヲナサシ
メザルコト

十、夜間十時後ハ消灯スルコト但種油ヲ用イル
常夜灯ハ此限ニアラズ

十一、灯火ニ石油ヲ用イザルコト

十二、軽便消防器一個ヲ設備スルコト

第二条 每月十五日警察官吏ノ立合ヲ得テ医師ヲ
シテ被教育者ノ健康診断ヲナサシムベシ

第三条 左ノ帳簿ヲ設備スベシ

一、被教育者戸籍簿（第一号式）

二、財産目録（第二号式）

三、被教育者所持金品台帳（第三号式）

これは広済舎だけではなく、小野救養場も加能慈恵保護場も同内容の指示を受けたと考えられる。各救済所の監督はこれにのっとって警察署が行ったのである。

④キリスト教会による孤児貧児救済事業

明治中期にはキリスト教各派の宣教師が東京、大阪に次ぐ日本第3の都市金沢に宣教活動に入ったが、それらの人たちは孤児貧児の救済活動を活発に進めた。『石川県史』はそれらのうちワイン孤児院、ベラミー孤児院をあげ、それを底本にしている『金沢市史』も『石川県の社会事業』も同様記載をしている。このほか北国新聞

の「金沢の慈善事業」はメソジスト教会宣教師クランビ娘の上本多町孤児院、大町氏授産場をあげている。ここではこの3宗派の活動を概観しておこう。

プロテスタント系キリスト教の金沢伝道は明治13年に日本基督一致教会のウインらが金沢教会を開き、19年にカナダ婦人伝道社の殿町教会、23年には日本メソジスト教会が設立されている。これら3教会は明治23年の米価騰貴による貧窮状態に対して統一した委員会を作り、寄金を募って救済活動を行った（図4）。こうした貧窮者問題への関心につらなるものとして孤児貧児の救済活動が始まられるに到る。

明治25年に金沢教会のウイン宣教師婦人がたまたま「雪中に孤児の食を求むるものあるを見、惻隱の情禁ずる能はず¹³⁹⁾」、12月に市内石引町に孤児院をつくった¹⁴⁰⁾。北国新聞は明治30年に「金沢孤児院」の紹介記事を3回連載している¹⁴¹⁾。それによれば上記の1年後の明治26年12月にひとりの男児がウイン夫人に食を乞うたのが始まりで、中石引町の民家を借り、信者の一婦人に一切の世話を托したが、救済を求めて聞き伝えで多くの子どもたちが来るに及んで、翌27年4月に市内小立野飛梅町に金沢孤児院を設置した。最初はマッチ箱貼りや楊枝作りをしていたが、やがて人を得て羽毛製造、販売をした。職人2人が22人の男児の指導をしていたと記者は書いている。同院には廣木重吉が主事として勤め、その生活は以下のようであった。「彼等孤児は、毎朝五時に臥床を出で、主事夫婦を助けて雑炊もし、戸の内外の掃除もし、時に己が衣類の洗濯をもなして、刷毛製造に従事し、午後八時臥床に就く」「午後三時より二三時間づつは金沢女学院邦語卒業生佐藤忠子娘來院して、彼等に読書、算術、習字、裁縫などを教授す」「五名のみは前途望みあればとて英和小学校へ入学せしめ目下孜々として勉学し居れり」という。また経済的維持方法について、廣木主事は次のように語っている。

ウイン氏は此度余義なき次第にして帰国せらるることとなりたれば本院の維持法に就き彼は苦心憂

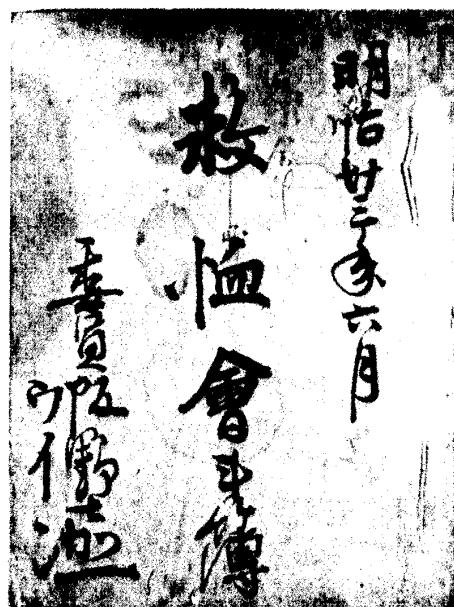


図4 キリスト教系救恤活動

（日本基督教団金沢教会『金沢教会百年史』
昭和56年、p.26）

慮する者少なからず、何分孤児一名に付き一ヶ月平均一円五拾銭の費用は是非支払はざるべからざるに、目下孤児の数は男二十七名、女三名おりて都合三十名なれば、月々の雑費のみにても少なくとも五拾円を要し、且つ家屋、器具等にも夫れ相応に支出せざるべからず、されば並大抵の財産家にては速も末の見込み覚束なし、中には彼の児だけは己一人にて世話し呉れんとて是迄仕送りをなしたる有志もありしが、到底長くは続かず皆二三ヶ月許りにて中絶したり、斯る仕儀なれば兎も角此際外国人に依頼するより外に策なしと思ひ居りしが、幸にもウイン氏の不在中は北陸学校教師ジョン氏が孤児の衣食住の入費一切は無論、其他の雑費をも一人にて引受けらるゝことゝなり茲に我々一同をして大に安堵せしめたりと。

同年9月の「金沢の慈善事業」も同院の見聞記を「風呂場、井戸端まで何れも整理して間然する処なし」との記述で終わっている¹⁴²⁾。かなり秩序正しく運営されていたことがうかがえる。『明治三十三年石川県統計書』によれば、職員2名、建坪13坪、年末現員24人で、年間収入890円（寄付金補助金860円、製作品利益金24円）、支出958円（救済費814円、職員給料 144円、児童給与15円）である¹⁴³⁾。職員給与まであわせると、児童1人につき年間40円の費用を充てて、教会関係のボランティアの協力も得ながらこれだけの待遇ができるということであろう。しかしこの事業も主事広木の病死によって閉鎖することになった。

ベラミー孤児院は明治26年に金沢市広坂通りに作られるが、詳細を示す資料は見当たらない。『石川県史』は、明治44年の1カ年の経費が900円、女児14人収容で、しばらくして廃止になったと伝えている。

クランビ嬢による事業のうち上本多町孤児院は奥村みつが主任をしている。北国新聞記者は次のように記している¹⁴⁴⁾。「古びたる門を入れば庭に摺付木の枠など積上げ小さき履物の数多く並べるを見たり。（中略）台所に働く者他の髪を結ひ居る者裁縫せる者など其他階上階下の諸室には時に少女の笑声などを耳にせり此に

は金沢孤児院の如き厳正なる規律なき代りに霞然とした温き一家庭の状を現はせり」「彼等が当初入院するや概して礼儀作法を弁ぜず道徳の何ものたるを知らず甚しきは時を知らず日を知らず春に花咲き秋に虫鳴くことさへ知らざる者あり是等の孤児を兎にも角にも人間らしく養成し普通の学問を修めしむる迄の苦心は察するに余あり」。この記事で課題としてとりあげられているのは孤児の衣食住の秩序正しい確保とその上に立つ精神的感化であり、その効果がそれなりにあがっていることが示されている。

大町氏授産場は金沢市のはずれの大衆免片原にあり、クランビ嬢の管理下、大町氏が世話をしているもので、周辺の貧民窟の自宅から10歳内外の児童が通ってきているものである。朝6時から午後4時まで摺付木の枠詰作業をして1日4銭5厘位の賃銭を得、夕方自宅で夕食をすませると夜ふたたび夜学に通ってきて学習するが、「彼等の社会にしては教育といふ観念は皆無の姿にして其教授は実に容易の業にあらず」「彼等はイロハの四十八字を覚ゆれば最早や其れにて満足の風にて直に通学を止むるものあり」と、少なくない苦労があると大町氏は述べている¹⁴⁵⁾。

川上授産場は松本町に明治27年11月に開設された、近隣の貧民窟から30名内外が通い、夜学にも学ぶ方式で、大町氏授産場とほぼ同じであるが、こちらの夜学生は15～6歳から20歳くらいの者で、休む者もなく熱心だという¹⁴⁶⁾。いずれもセツルメント活動にも通ずる発想で興味深いものだが、この後いつまで存続したかは不明である。

以上各種の窮民救済事業をみると、事業の存続や内容を決定的に規定するものとして財政上の経営基盤の問題が1つあり、さらにはどのような人を救済事業の対象とするかが事業の困難度にも関係していることがわかる。これらの点については第3章で考察することとした。

注

- 63) 「恩賜金を以て慈善事業を起すべし」北国新聞、明治30年1月31日。
- 64) 「御記念養老院設立の件」同上紙、明治30年2月3日。
- 65) 「窮民救済と免囚保護」同上紙、明治30年2月16日。

なおここで言う窮民救済金については、明治22年12月の臨時県会で救済金管理法について興味深い審議がされている。すなわち、県当局者は立ち遅れている一般窮民の救済策として、救済金残金11万円余を元資として金沢に1カ所の救済場を設けることも含めて窮民の撫育と授産を行おうというものであった。しかしこの原案にたいしては、金沢に1カ所の救済場では遠方の貧困者が入れず、また1カ所に集めることで伝染病等の発生源となるおそれがあるなどから、「窮民各自適宜ノ場所ニ於テ撫育及産業ヲ授ケシ（メ）郡長或ハ町村長ヲシテ監督セシメ」ようという意見が支持を集め、金沢に救済場を設ける計画は消えてしまった。金沢対郡部の綱引き状態の中で、県が考えた救済計画が立ち消えとなってしまったのである（『石川県議会史 第1巻』昭和44年、pp.921-924）。

この経過は『明治二十二年石川県議会会議録』にさらにくわしい（pp.1-22）。すなわち金沢に1カ所窮民救済場を設け、非常凶歎時には一時的な支場の設置を常置委員の諮問を経て知事が決めることとし、さらに救済場に要する経営費ならびに建築費も常置委員の諮問を経て実行するとしている。救済対象は、管内に本籍を有する以下の者とした。

- 一. 鰥寡孤独ニシテ窮民救恤規則ニ依ルヲ得サルモノ
- 一. 諸般ノ災難ニ遭遇シ自ラ生計ヲ営ム能ハサルモノ
- 一. 廃疾篤疾ニアラサルモ病氣ノ為メ生計ヲ為ス能ハサルモノ

これが実行されていれば事態は大きく変わったと思われるが、そうはならなかった。また会議録の上では小野（救養場）が話題になった記録はないが、この第3項で廃篤疾者を除外していること

- には大きな意味が含まれているように思われる。県はこの県営の救済場設置にあたって、もっとも困難の著しい身体面での廃篤疾者をあえて対象外としたのは、これら廃篤疾者の収容場として小野（救養場）を想定していた可能性が大きいからである。
- 66) 「恩賜の救済金と免囚保護」北国新聞、明治30年2月20日。
- 67) 「知事貧天地を訪へ」同上紙、明治30年3月30日。
- 68) 「慈惠救済金の維持方法を論ず」同上紙、明治30年8月22日。
- 69) 「懸賞文の募集」同上紙、明治30年11月1日。
- 70) 『明治三十一年石川県議会会議録』pp.286-287。
なお『石川県史第四編』昭和44年は、「初め本県典獄臼井助之進が免囚保護の途未だ開けざるを憂へ、之を本願寺に謀り、明治三十二年四月に創設したもの」と記している（p.226）。
- 71) 「慈惠事業新設の方針」北国新聞、明治30年12月13日。
- 72) 国峰静眠「石川県には如何なる慈恵事業を起すべき乎」同上紙、明治31年5月10日。
- 73) 松浪生「石川県には如何なる慈恵事業を起すべき乎」同上紙、明治31年5月12日、13日、14日。
- 74) 篠島又吉「石川県には如何なる慈恵事業を起すべき乎」同上紙、明治31年5月15日、16日。
- 75) 「各審査員の評語」同上紙、明治31年5月17日。
- 76) 同上。
- 77) 「免囚保護と大谷派寺別院」同上紙、明治31年11月13日。
- 78) 「慈恵保護場と大谷派本山」同上紙、明治32年1月11日。
- 79) 「慈恵保護場の近況」同上紙、明治32年6月28日。
- 80) 「加能慈恵保護場の将来」同上紙、明治42年2月20日。「加能慈恵保護場補助費」同上紙、明治43年8月15日。
- 81) 百々生「金沢の慈善事業（一）～（八）」同上紙、明治30年9月21日～28日。
- 82) 北陸鉄道が福井から小松まできていたのが、明治30年5月には金沢まで伸びて木の新保に金沢停車場が作られることに決まり、31年6月には働き

- 口がかなり拡大していた模様である。しかしこの諸工事による好況は、32年はじめ頃には工事が減少して消滅している。
- 83) 『明治三十二年石川県統計書』明治34年, p.345.
- 84) 「病後の貧者」北国新聞, 明治31年10月15日.
- 85) 「貧民死亡者の追悼会」「助賑会」同上紙, 明治30年6月17日.
- 86) 「勅賜ちふ語を警用するの罪」同上紙, 明治30年6月24日.
- 87) 「人の噂」同上紙, 明治30年6月21日.
- 88) 「恵与金」同上紙, 明治31年5月16日.
- 89) 「小野太三郎氏の光栄」同上紙, 明治31年7月6日.
- 90) 「慈善音楽会」同上紙, 明治32年10月26日.
- 91) 「救助所」同上紙, 明治33年3月13日. なお3月16日付の同紙にも金沢市会の調査委員会で救助所の設置継続が決まったことが報じられている。
- 92) 『明治三十二年金沢市議会会議録』p. 24, p.88, 『明治三十三年金沢市会議事録』明治35年, p. 47, p. 50.
- 93) 天谷元太郎『小野太三郎翁伝』陽風園, 昭和46年, pp. 36-37.
- 94) 和田前掲書, pp. 37-39. このことについての天谷の叙述はこの本を底本としている。
- 95) 「貧民施与」北国新聞, 明治33年9月21日, 「橋源喜知氏の施米」同9月27日, 「無名の慈善家」同11月19日, 「施米」同11月22日.
- 96) 「囲を遁げ出せし狂人二人」同上紙, 明治33年9月25日.
- 97) 「小野氏への寄付金」同上紙, 明治34年1月27日.
- 98) 「慈善追悼会」同上紙, 明治34年2月5日.
- 99) 「慈善追悼会に就て」同上紙, 明治34年2月7日.
- 100) 「慈善演芸会」同上紙, 明治34年2月13日.
- 101) 「小野慈善事業の維持法」同上紙, 明治34年4月9日.
- 102) 小坂前掲書, p. 12.
- 103) 「小野氏と福井貧民」北国新聞, 明治35年5月22日.
- 104) 『金沢市史（現代編）上』金沢市, 昭和44年, pp. 505-508.
- 105) 金沢商工会議所七十年史編纂委員会『石川県経済年表』金沢商工会議所, 昭和33年, p. 87.
- 106) 金沢市史編さん室『市史年表金沢の百年（明治編）』金沢市, 昭和40年, p. 140.
- 107) 「飢餓に迫りし一家族」北国新聞, 明治30年4月27日.
- 108) 「飢餓の家族への恵金」「小川町なる貧窮の一家族」同上紙, 明治30年4月28日, 4月29日.
- 109) 夢裡生「救療患者」同上紙, 明治30年7月19日, 20日, 21日, 22日, 23日, 24日, 25日.
- 110) 「貧民窮を役場に訴ふ」同上紙, 明治30年11月22日.
- 111) 「戸室の子殺し」同上紙, 明治30年12月13日.
- 112) 「能奥貧民の状態」同上紙, 明治30年12月25日.
- 113) 「尾城の寒窟」同上紙, 明治31年2月14日, 2月23日, 3月10日, 4月5日, なお連載第4回記事は欠号で未確認.
- 114) 「石川県の窮民救助に就きて」同上紙, 明治31年6月10日.
- 115) 「窮民情況取調の結了」同上紙, 明治31年9月11日, 9月20日.
- 116) 「窮民救済の情況」同上紙, 明治32年1月7日.
- 117) 『明治明治三十三年石川県統計書』明治35年, p. 351.
- 118) 「老人の縊死」北国新聞, 明治32年8月5日.
- 119) 「女の身投げ」同上紙, 明治32年10月17日.
- 120) 「憐れむべき狂者」同上紙, 明治34年1月18日.
- 121) 「身寄りなき白痴」同上紙, 明治34年4月10日.
- 122) 「白痴女の市役所送り」同上紙, 明治34年4月13日.
- 123) 「憐れなる夫婦」同上紙, 明治34年4月14日.
- 124) 「金沢窮民授産会の事業」同上紙, 明治27年2月15日.
- 125) 「金沢窮民授産会の評議員等選定」同上紙, 明治27年2月27日.
- 126) 「金沢窮民授産会の賛成員」同上紙, 明治27年3月18日.
- 127) 「金沢窮民授産会の役員会」同上紙, 明治27年2月22日.

- 128) 同上.
- 129) 「金沢窮民授産会の大会」同上紙, 明治27年5月5日.
- 130) 「金沢窮民授産会の総会」同上紙, 明治27年5月15日.
- 131) 「金沢授産会」同上紙, 明治29年7月11日.
- 132) 同上紙, 明治30年5月9日.
- 133) 金沢市史編さん審議員室『金沢市史(現代編)下』金沢市, 昭和44年, p174.
- 134) 『石川県史第4編』昭和44年再刊, p. 124.
なお石川県厚生課『石川県の社会事業』石川県, 昭和25年はこの『石川県史』を踏襲した記述で, 明治27年説を探っている(p. 14).
- 135) 同上書, 各 p. 224, p. 16.
- 136) 松寿園史編集委員会『松寿園史』松寿園, 昭和56年, pp. 4-5.
- 137) 『明治三十六年石川県統計書』明治38年, pp. 503-504. 『明治三十七年石川県統計書』明治39年,
- pp. 551-552.
- 138) 松寿園史編集委員会前掲書, pp. 7-8.
- 139) 『石川県史第4編』p. 224.
- 140) 日本基督教団金沢教会百年史編纂委員会『金沢教会百年史』昭和56年, p. 404.
- 141) 不軒生「金沢孤児院」北国新聞, 明治30年6月19日, 6月21日, 6月22日.
- 142) 「金沢の慈善事業(六)」同上紙, 明治30年9月26日.
- 143) 『明治三十三年石川県統計書』明治35年, pp. 353-354.
- 144) 「金沢の慈善事業(六)」北国新聞, 明治30年9月26日.
- 145) 「金沢の慈善事業(四)」同上紙, 明治30年9月24日.
- 146) 「金沢の慈善事業(七)」同上紙, 明治30年9月27日.